

西林寺門信徒会館使用について

2018年6月2日

西林寺門信徒会館（以下「門信徒会館」）は、西林寺門信徒のご法義教化の場として、大切に護持管理するために下記の通り、使用に関する必要な事項を定めます。

一、門信徒会館の管理責任者は住職とし、住職は使用立会人に管理責任を委任し、使用者は使用に際して、使用立会人の指示に従うこと。

二、使用に関しては、あらかじめ管理責任者に使用許可の申し出をすること。

三、使用者は以下の事項を遵守すること。

(1) 什器は大切に扱いゴミとなるものは一切残さないで持ち帰ること。

(2) 使用後は清掃し、使用物品はもとの場所に収納すること。

(3) 空調機器（エアコン・ストーブ）・ガスコンロ・冷蔵庫等の使用は使用立会人の許可なく使用しないこと。

(4) 建物・什器等を破損した場合は実費弁償すること。

四、会場使用について

(1) 御齋（会食）として利用する冥加金

① 維持管理冥加として門徒総代会に13,000円。

② 光熱費として2,000円。

③ 机・床の保護としてテーブルクロスの使用を義務とし、その洗濯費として、人数×200円。

④ 使用立会人に対して謝礼、7,000円。

(給仕・清掃等、まかないを希望の場合、一人あたり7,000円)

⑤ 使用時間は2時間をめどとする。

(2) その他の場合

管理責任者が門徒総代長と協議し、適正な金額とする。

五、 この使用規定は、必要に応じて門徒総代会の承認を得て随時変更できるものとするが、緊急の場合は管理責任者と門徒総代長と協議して変更できる。

西林寺門徒総代会